

令和5年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和5年12月6日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	浄泉和幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総 務 課 長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長	川本博孝	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観 光 経 済 課 長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環 境 上 下 水 道 課 長	渋谷好人
教 育 課 長	椎野晃一	_____	_____

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石井友子	書 記	島 秀 明
---------	------	-----	-------

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 2 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集頂き、大変御苦労さまです。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

それでは、本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に、事務局は録画の準備をしてください。

議 長 日程第 1 「一般質問」を行います。

昨日に続き、一般質問を通告順に行います。受付番号第 7 号、吉田功君の一般質問を許します。登壇願います。

3 番 吉 田 ただいま議長のお許しを受けたので、一般質問に入らせていただきます。受付番号第 7 号、質問議員、第 3 番 吉田功。件名、松田町における学校教育の教育条件整備について。

要旨。松田町立松田中学校校舎大規模改修についてお伺いいたします。

(1) 工事の詳細について、図面等での説明は可能ですか。

(2) この工事によって、この補修工事終了後の補修や建て替え工事について、どのような制約が発生しますか。

(3) 松田中学校の建て替えは、松田小学校の建て替え以前に懸案事項とされており、学校現場、保護者、地域は松田中学校の新校舎の機能について様々な意見がありましたが、それをどのように聞き取りましたか。また、どのような意見がありましたか。よろしく御回答お願いいたします。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会 2 日目、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、吉田議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。1つ目の

工事の詳細について、図面等での説明は可能かと御質問でございますが、現在行っている工事については、図面での説明は可能ですので、いつでも言ってきてください。

次に、2つ目の御質問についてお答えをさせていただきます。今回の大規模改修工事は、国の補助金として文部科学省所管の学校施設環境改善交付金を活用しております。国の補助金を活用した場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というものがございまして、第22条の規定により、各省庁の長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供与してはならないとありますので、本事業の場合、文部科学大臣の承認を得なければ補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、または取り壊すことができません。

具体的に申しますと、文部科学省の場合、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について記載されておまして、国庫補助事業完了後10年以上経過したものや、災害等により使用できなくなったもの、廃校・廃園などは国庫納付すなわち補助金の返還がなくとも財産処分ができる場合がありますが、議員の御質問にございます補修は一部通常の維持管理内の軽微な補修は可能かと理解しております。よって、10年以内の建て替えなどは、国庫納付金を要するなど制約が発生すると考えております。

なお、今回の大規模改修工事については、松田町の将来財政推計及び公共施設総合管理計画を鑑み、近隣自治体の町立中学校の改修工事を参考にさせていただき、30年以上先を見据えた改修を行っていることを御承知願います。

次に、3つ目の質問についてお答えをいたします。築年数44年の松田小学校は平成29年10月に、築年数47年の松田中学校は平成30年5月に建物の構造耐力、経年による耐力・機能の低下、立地条件による影響に関する3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価する耐力度診断を実施いたしました。その結果、松田中学校より3年新しい松田小学校は、所要の耐力度点数に達していなかったため、要は古かったというような評価が出たため、文部科学省の老朽化した公立学校施設を建て替える事業の対象となりました。

一方、松田中学校は松田小学校よりも3年古いにもかかわらず、所要の耐力度の点数に達し、理論上、所要の耐力を下回るには、あと100年近くかかるという、すばらしい結果が出ました。

このような診断結果により、松田小学校は建て替えを、松田中学校は既存の校舎を活用し、大規模な改修工事を実施するという判断を行い、随時町議会の御承認を賜り、現在改修工事を進めているところでもございます。

今回の大規模改修工事に関しまして、中学校長をはじめとする先生や保護者からの御要望などについてヒアリングを行った後、設計に反映させる手順を進めてまいりました。主な要望といたしましては、特別教室棟への空調機の設置、キュービクルの増強、本校舎へのエレベーターの設置等の設備面での要望や、廊下や壁のひび割れ補修、トイレの洋式化、教室の窓のアルミサッシの交換や網戸の設置、教室黒板や下駄箱の取替えなど、環境面での御要望を頂きました。一部来年度執行予定の内装工事に係ることもございますので、そちらにつきましても今後学校とも相談させていただきながら、工事を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

3 番 吉 田 大変御丁寧な御回答、ありがとうございました。私、松田中学校に総合12年勤務しております。その前、生徒で3年おりました。校舎についてはいろいろと、いろいろな思いがあるところでございます。それで、松田町の教育に対する姿勢については、周辺の市町、いろいろと勤務の経験しまして、かなり高い、そういうような行政での力を教育に注ぎ込んでいると考えております。かつていたときも、この辺りのというような学校教育施設については、ナンバーワンだと思っておりました。ただし、ちょっと近年いろいろと力を注いでいただいているんですが、若干ずれているところがあるんじゃないかと思ひまして、質問させていただくところでございます。

(1)の工事の詳細について、図面での説明は可能かどうかについて再質問させていただきます。令和4年第4回定例議会全員協議会においてから、私は校舎の改修については傍聴させていただいておりました。そのときの松田中学校の大規模改修工事についての資料では、経過として、普通教室棟は51年が経

過していますとあります。松田中学校の普通教室棟は当時、県西地区で県のモデル校となる校舎でした。つまり、他校は松田中学校の校舎を見て、よりすぐれた校舎を建てたわけです。この辺りではナンバーワン、最初に建てられた校舎、鉄筋コンクリートの校舎だったわけですね。ですから、それを見て地域の、この周りの地域は、それよりすぐれた校舎を建てていったわけです。言い換えれば、今や松田中学校の校舎は県西で一番遅れた校舎と言えます。

平成30年3月にコンクリート耐震度診断を実施し、7月にはその結果を全員協議会にて報告されました。診断の結果、先ほどお話があったように、机上の計算では100年以上もつという報告があったそうです。そこで、教育長にお尋ねいたします。松田中学校は木をふんだんに使う校舎を建築しました。それは、その校舎の持つメッセージが教育により影響を与えるものであると考えられたからだだと思います。それは私もそういうふうに思います。校舎については、教育についての町の姿勢、そういうようなメッセージが含まれていると思っております。教育長のお考えはいかがでしょうか。

教 育 長 ただいま御質問ありがとうございました。私も同感であります。やはり木の校舎というのは、今、小学校の子供たちを見ていても、本当に温かみのある環境の中で、やはり心も和やかに、子供たちも落ち着いて生活をしております。理想は、中学校のほうも木造校舎という形になればよかったなとは思いますが、やっぱり財政の関係もいろいろあると思いますし、今の校舎を生かしながら、内装についてはできるだけ木も使った形で内装を行っていくということも伺っておりますので、そういったところを期待しております。そういった中で、小・中学校、やはり松田で育つ子供たち、本当に穏やかな環境の中で教育を進めていければなというふうに私も思っております。以上です。

3 番 吉 田 大変丁寧な御回答、ありがとうございました。さて、机上の計算ではコンクリートは100年以上もつという話に戻りますけれども、その診断が10月25日の臨時会では、松田中学校大規模校舎改修の契約変更となりました。現在は工事途中であるので、工事を止めるわけにもいかず、そのときは私も賛成しましたがけれども、変更理由が、工事着手に伴い外部足場を設置後、外壁の詳細調査を

したところ、外壁改修工事の改修箇所が設計数量よりも増加したことというのはどういうことなのでしょう。私は、1999年から2008年度の10年間、松田中学校に勤務していましたが、既に雨漏りや壁を含む校舎の老朽化は話題になっていました。だからこそ、松田中学校の校舎建て替え計画が生じたんです。その間、松田中学校は耐震補強工事を行いました。耐震補強工事は校舎の骨格を補強するもので、壁等のコンクリートや鉄筋を取り替えるものではありませんでした。したがって、私たちの感覚では壁のコンクリートの老朽化は当たり前で、見た目でも机上の計算ではコンクリートは100年以上もつというのはどういう判断をしたのか、大変疑問に思うところでした。当然、その後、西側階段の外側の壁が剥がれるという事象が2018年頃に起きました。その他、小規模ながら、ベランダ等も疑わしいところがありました。

そこで質問です。平成30年のコンクリート耐力度診断と校舎の追加補修の矛盾について、このコンクリート耐力度診断が十分でなかったものというなら理解できるんですけども、この整合性をどのように考えたらよいのでしょうか。お答え願いますと。

町 長 細かくちょっと話ししましょうかね。コンクリートの建物を造っている途中が多分想像できないので、多分このような説明をされているんだろうと思うので、ちょっとお話ししますね。RCのコンクリートというのは、建物という、今回我々が調整したのは、木造の建物と比べると、比較すると、柱の部分なんです。今回、足場をかけた、柱の部分の構造体というものがあって、それに対して外からモルタルというものを塗ってあるんです。モルタルというのを塗ってある。そのモルタルというものが、やっぱりどうしても経年劣化でひびが入ったり何かしているんで、今言われている西側のところの壁が剥がれたりだとかいうことでやられていた。かといって、剥がれた後のコンクリートのところを見られていると思いますけども、そこって多分しっかりしてたと思うんですよ。そこの部分の強度がもつのかもたないのかというのを調査したのが平成30年。躯体自体、躯体という表現と仕上げ材という話ししますが、躯体という大もとになっているものがしっかりとしているんで、周りのところだけを補修

をかけようというのが今回の工事です。

そこで、今回足場を組ませていただきました。足場を組む前に一応目視では確認はしてますけども、やはりたたいたりだとか何とかというのが足らなかったというか、できなかった。それで設計の段階で設計をさせてもらって、一般的な数字を載せてあったんですね。一般的に。多分このくらいの平米数だからこのくらいあるだろうなど。しかしながら、足場を組んでみて、ずっとたたいてこうしたときには、思った以上に目で分からない浮きが発生していたので、その分が発生しましたから追加ということで、ちょっと増減しましたがけども、皆さん方にお認めいただいたというふうなことになります。ですので、平成30年にやったのは、あくまでも屋台骨自体が大丈夫か大丈夫じゃないかということをやらせていただきました。まず質問。

ただですね、これ、多分ね、一番初めから、スタートから多分話をしないと多分論点が結果的にずれちゃうと思うので、あえてこの場をお借りしてお話をしましょう。まず、小学校の建て替えをするかしないかというときは、議員の皆さん方と議論をしたんです。時の議員さんからは、小学校の建て替えよりも駅だろうという話があった。そうすると、我々も駅もやらなきゃいけない、学校もやらなきゃいけない。当然、その当時はよく分かってなかったから、中学校が古いので、中学校もやらなきゃいけないかといったときに、財政計画を立ててみたんですね。財政計画を立てなきゃいけなかった。立てなきゃいけないので、じゃあ小学校は、要は3階の部分だけ削って改修工事という話も議会から出てきたような状況だったです。しかしながら、本当に建て替えをしなければいけないんでしょうか。建て替えをしなければいけないのは古いからとか、年数がたってからじゃない…たってるからじゃないんですよ。長寿命化と言われていたところがあったので、長寿命化も考えなきゃいけなかった。しかし、うちが長寿命化やると補助金も少なくなる。なかなか入ってこないということもあって、向こう、本当にこの建物がもう古くて老朽化しているのかというのを耐力調査をやりました。耐力調査したら、さっき答弁したような格好で、あなたのところは比較的にコンクリートが脆弱だから、この点数だから、補助金が当

たるのでというふうに言われたので、時の議会の皆さん方に御承認を頂いて、補助金をもらいながら改修…改修じゃなくて建て替えをさせてくださいということで、渋々も含めて納得をしていただいた。

そのときに、じゃあ中学校はどうよと言われるのを可能性があったので、ちょっと時は若干ずれましたけども、中学校もおのずと同じような検査しました。そうしたら、中学校はこれだけもちますよということだったので、改修工事をさせていただきたいということで、ことをずっときているんです。ですので、小学校も同じように耐力上、中学校と同じような耐力が出ていれば、恐らく改修工事だったと思います。建て替えを前提で物事は考えていません。選択肢の中の一つはあったかも分かりませんが。そういった格好で、町の将来を考えながら今現在きているというのだけ、まずそこを承知をしていただきたいと思います。以上です。

3 番 吉 田 大変説明が細かい説明ありがとうございました。私、すぐ松田中学校についてすぐ建て替えろとか、そういうようなことを思っているわけではなく、これからの質問も含めて、大体これから先、そういうような建て替えを見越したときには、どのような計画を立てていこうか、いけばいいのかということをしていろいろと参考とできるようにお話を聞いているところでございますので、すぐ、もう松田小学校が建て替えたんだから、中学校をすぐ建て替えろというような趣旨でお話ししているのではないということを御理解頂ければありがたいと思います。

さて、そういうことで、ちょっと現場で見ているところと、それと途中途中で説明があった、いろいろな改修工事とで、具体的な改修場所とか、そういうことを資料に、図面などのこの場所がこういうような工事をする。あその場所がこういう工事をするということが分かれば、分かるような図面で説明していただくことはできるのか。それは、この場所ということではなくて、別にこちら側で教育課のほうにでも行って見せてもらうことはできるのかということで御質問したところです。教育課長、お答え頂ければありがたいと思います。

教 育 課 長 それでは、吉田議員の御質問にお答えをいたします。今御質問のとおり、どこの場所をどういう工事、例えばサッシをこの教室、この教室、この教室のサッシを替える。この教室のエアコンを入れるとかという、そういう御質問かと思うんですけども、それは図面を見ながら細かく説明できるというのは可能でございますので、調整…日程をおっしゃっていただければ調整いたしまして、説明をさせていただきたいと思います。以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。それでは、質問の項目を変えさせていただきます。この工事によって、補修工事終了後の補修や建て替え工事について、どのような制約が発生しますかということで、この改修工事については10年の制約が生じるということでしたが、エレベーターの設置についても、建て替え計画を理由に30年で取り壊すことができるのでしょうか。先ほどの町長からのお話ですと、30年このまま維持することを考えて行っているということですが、この辺のところは10年以降の計画というのは、状況によっては考えるということでもよろしいのでしょうか。

町 長 先ほど私が答弁をさせていただきましたけども、基本的に規則的に、補助金をもらっている事業ですから、10年とかというのはルールがあるんですね。その間、どうしても、例えばですよ、例えば、子供の数が少なくなってきた。中学校がもう2クラスになっています。小学校も2クラスです。足して9ですね、6と3で9×2クラス。18クラスになりました、全部で。そうすると、小学校が18クラス受け入れるようなことを将来像を考えて設計をして建物を建てているわけです。そうすると、義務教育学校というのは可能になってきます。小・中一貫校というのは別々のクラスもできますからね。そうなったときに中学校が要らなくなるんですよ。といったような、あまりよくないような方向性になったときは、先ほど言った廃校だとか閉校だとかいったときは、10年もたたずに、それは可能でしょう。しかし、今我々がやっているのは、そういうことじゃないので、なるべくそうならないようにと思って今回改修をしているところでもあります。

先ほど30年という話を申しました。先ほどおっしゃられたように、ほかの町

よりも古くなっているという話ですね、いう話があって、いや、おっしゃるとおりだと思います。もう開成町に行ったり大井町に直接私も足を運んで見えました。いや、やっぱり計画的にやっているんですね。しかしながら、どこがどうか言いませんけど、もうちょっとこうすればよかったのになというところは、私とすれば今回の松田中学校には、しっかりと盛り込んでますので。それで、先ほどちょっとお話ししたように、躯体がせっかくもつのに、わざわざ変える必要があるのかということですよ。30億以上かけて。その辺になると今度、補助金がほんと当たらなくなっちゃうんですね。そこまで松田町に体力があるということであるなら、ぜひね、財源を示して御提案を頂きたいと思います。そのときには。もし建て替えをするのであれば。だから、本当に小学校の建て替えだって、そんな簡単なものじゃなかったわけですから、そんな欲しい、欲しいじゃ駄目なんですよ。

ですので、あくまでもこの30年もたせるというのは、その間、大規模な改修がひよっとしたらまた塗装だとかいうのがあるかも分かりません。それはもう定期的にやらなきゃいけないので、そういうことを見越しながら、そこからまたサッシを変えたりできませんからね。今回は網戸もうち、つくんですよ。ほか、ついてなかったですよ。そのくらいのことをやっているような事業を、胸張って我々やっているということだけはお伝えしておきます。以上です。

3 番 吉 田 大変丁寧な回答、ありがとうございます。ただ、基本的には僕は今、すぐ建て替えるとかいうことじゃなく、これ、もうちょっと聞き方を、いろいろな情報を集めながら、慌てずにやれば、いい形でできたんじゃないかということも含めて質問しているわけです。

それでは、項目を変えさせていただきます。中学校の建て替えは、松田小学校の建て替え以前に懸案事項とされており、学校現場、保護者、地域は中学校の新校舎の機能について様々な意見がありましたが、それをどのように聞き取りましたか。また、どのような意見がありましたかという点ですけれども、教育課の、教育課への学校の教育条件整備の窓口としては、管理職の校長、教頭、それからPTAの本部役員、それと教職員組合などが考えられますけれども、

そのような要望の聞き取りというのは、どれくらい、どのような機会ですれくらい行われていたのか。また、PTAはPTA広報の「かぐのみ」の特集版で要望をまとめたものというのは、私も拝見しておりますけれども、保護者から要望を聞くような、そういうような今、新松田駅の北口などで行っているようなヒアリング、ああいうようなことは行われたのかどうか。お答え頂ければありがたいと思っています。

町長 お答えする前に1点だけ確認させてください。今お話あったのは、議事録に残っているので、ちょっと1つ。教職員組合という言葉が出ましたよね。教職員組合に、組合としてね、聞かなきゃいけない理由を教えてください。（私語あり）

教育課長 今回の大規模改修に当たりまして、どのようなヒアリングをしたかというところでございます。私どもの聞き取りというのが、学校の校長と教頭の管理職から要望を受けております。その中で一つ一つ項目について確認をして、要望という形で受けておるというところでございます。以上です。

3番吉田 ありがとうございます。教職員組合は、町のほうからお話しするものでなく、教職員組合のほうで、こういうようなことが上がってますよというような情報は…情報というか、申入れはあると思います。それについての御回答について、どうこうということではなく、情報として、町はそういうところからどういう…そういうようなこういうところも教員などからは上がっているんだろうなというようなことは聞き取る一つの手だと思っていまして、それについて何か町のほうが回答を、教職員組合に向かってしなければいけないという義務があるというわけではないというのは、私も存じております。ここで話ししたのは、PTAの話であって、PTAの中でどのような聞き取りをしましたかというようなことであって、今の御回答で全然構わないところでございます。

それでは、私が中学校に勤務していた二十数年前から、中学校の建て替えを見据えていろいろと準備がされてきたのは存じております。結果として、それが小学校の建て替えに変わったということですがけれども、中学校の関係者としては、建て替えを前提に改修箇所をいろいろと、これ、建て替えられるんだな

と、じゃあこのところは我慢しようかなと思ってきたところは多々あります。そのため、基本的な校舎のサイズ、つまり廊下や階段が狭いことや、ロッカーが狭い、エレベーターの設置等は今の現実的なところではちょっと小規模改修じゃ無理として、要望としては上げてこなかったと思います。

そこで、教育長にお尋ねします。廊下や階段の幅は教室の広さは周辺の他の市町の校舎と比べてどのように広いか狭いか、どのようにお感じになりますか。これは校舎の中をよく使われている教育長さんなんかは、感覚としてよくお分かりになると思いますので、ちょっとお答え頂ければと思います。

教 育 長 お答えさせていただきます。私もいろいろ各学校で教鞭を取ってきた身ですので、教室の大きさとかそういったところは十分感じております。ただ、昔の設計と比べて、今、子供たちもかなり体も大きくなっていますし、そういった部分では若干狭く感じる部分はあるかもしれません。あとは、どうしても定数、子供の学級の人数の関係もありますので、人数が1クラス人数少なければ、そういったゆとりを持った教室の広さだと思いますし、逆に目いっぱい40人ということであれば狭いなということも感じられると思います。そういった中では、ほかの学校と比べた中では、そう大きく松田中学校の教室が非常に狭いとも感じませんし、廊下は若干狭いかもしれませんが、そういう不便さはないと思っております。したがって、今、校舎建設やる、改修工事をやる中でも、当然、中のロッカーとかそういった下駄箱とか、いろんなところで子供たちが不便を感じているところは、しっかり要望のほうも出ささせていただいて、そういったところを盛り込んでいただいておりますし、そういう今のある教室の中で子供たちが環境、学習する環境を整えていきたいというふうに考えております。以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。私も教育長さんの答えと同じような感覚で過ごしてまいりました。校舎のそのような基本的なサイズとしては、やはりちょっともう小さい教室とか廊下とか階段とかは狭いというような感じはしております。ちなみにですね、廊下においては、松田中学校は2メートル20センチでございます。山北中学校は2メートル90センチでございます。これは山北中学校も狭

い、一番狭いところで2メートル90センチということです。それと、松田中学校の西階段においては1メートル50、これ、チェアリフトを使ったとすれば、チェアリフトの椅子を倒すと、この歩ける幅というのは1メートルとなります。山北中学校では1メートル90ということです。教室の幅が、横幅が7メートル20、前後幅というのは7メートル90なんです。教室の前後幅7メートル90は、黒板から教壇までが60センチとなります。それで、教壇の前に教卓40センチを置きます。その残りの6メートル90で生徒の机の幅、机の縦は40センチ、椅子も40センチほどです。足を入れると大体直径20センチぐらい。そうすると、1人大体1メートルちょっと必要だということになります。36人を超えると、大体6列で、6列・6列で、縦6列、横6列で並べて36人を超えて37人目になると、7列必要になってきます。特に試験のときは必要になってきます。7列になると、7メートルということなんです。これ、もう今の物理的に考えて6メートル90とお話ししましたから、7メートルでは生徒はみんなが起立した状態で机を並べることはできないんです。じゃあ、起立した状態でどうするかというと、生徒は膝をちょっと曲げた状態で立つんですね。こういうような状態なんです。

そこでね、質問です。こういうような教室の大きさについては、どのようにお感じになるか。ちょっとお答えを頂きたいと思います。

教 育 課 長 教室の大きさというところでございますが、36人であればフルフルというか、狭いとお感じになるというお話だったんですけども、今現在のところ、学校のほうからですね、そういったような要望も特に教室が狭いというようなお話もなかったですし、十分生徒たちには教育環境、適切な教育環境が提供できている広さだというふうに私どものほうでは考えております。以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。そのとおりなんです。だから、教室が狭いとかというのは、もう現場の中ではこれを町に言っても、そんな、すぐどうにかなるというものではないという感覚があるんですね。だから、現場のほうでは将来、もうすぐ建て直してもらえるんだな、もらえたら大きくなるのかななんていうような期待を持ってずっと過ごしてきたということです。そういうことでは、

もうちょっとこの改修工事の前に、いろんな意見を聞いておいていただければ、いい改修ができたのかなんていうふうに思っております。

それでは、ちょっと質問の方向を変えさせていただきます。エレベーターの設置はバリアフリーの視点から重要なことです。聞くところによるとというか、私もちょっと図面を見させていただいたんですが、エレベーターの設置は職員室の前の印刷室の位置になるそうですが、その位置では車椅子で特別棟には移動できません。特別棟への移動というのは、一回上がって下りる…下りて上がるというような階段となっておりますので、特別棟に移動はできません。なぜその位置なのか。車椅子の使用は、生徒に限らず保護者の来訪者も考えられます。普通教室棟と特別棟との移動はどのようにするのでしょうか。西階段にチェアリフトがありますが、特別棟には行けません。これを変えるのかなという考え方もありますけれども、特別棟に直行するチェアリフトの設置は、特別棟と普通教室との間に防災扉があるので、ちょっと難しいと思います。チェアリフトは車椅子利用者が介助なしでは使えませんし、移動に10分程度使いますから、上下の移動というのに一回上がるのに10分程度使ってしまうから、授業間の休み時間には間に合いません。すると、現在のエレベーターの設置位置はどのように考えてこの位置になったのかというのは、ちょっと疑問に思っております。

それで質問です。SDGs、誰一人取り残さないことを考慮し、エレベーターの位置やトイレや水道等水場について、車椅子での使用を可能にする改修計画はありますか。特に今のところ、チェアリフトのところ、これちょっとよく分かってないんですけども、チェアリフトを使ってやるのか、あそこもバリアフリーで筒抜けにして、隣の棟に行けるような工事になるのか。それから視聴覚室にもちょっと行けるような形になるのか、この辺のところを将来を見据えて工事が、こういう工事をしようと思っている。今回の工事だけではなくて、こういう工事をしようと思っているということがあったら教えてください。

町 長 内装の話になるので、今現在…現在というか、そういう方向性でというか、考えている話をちょっとお話ししますね。まず、1つ目にエレベーターの位置

についての話です。これは、従前から皆さん、吉田議員の同僚であります議員さんからも特別教室棟にはどうやって行くんだというお話も頂き、エレベーターの設置は当然、そのときは考えておりませんでしたので、エレベーターは普通教室棟に設置させていただき、その設置の位置については、学校の全体の幅のほぼ真ん中辺りを設置を予定をするということで、我々として執行者のほうの判断で位置を決めさせていただきました。そっちのほうは右も左も受け入れますからね。ということです。それで位置は決めさせていただきました。当然、そこに今まで印刷室があったところは、その分の場所を当然ここに変えたりだとかというふうな格好で進めているところがございますので、その分はその旨で承知しておいてください。

あと、特別教室棟の行ったり来たりの話です。過去にも、さっきお話ししたように、議員さんからお話もあったので、配慮しなきゃいけないということで、今言うチェアリフトのほうをですね、内装工事のほうで階段のところ、下りてまた上ってという形になりますけども、設置を今、予定をしているところがございます。以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。チェアリフトについては、先ほどお話ししたような懸念がちょっとあります。1つは、防災扉をどうするのか。それともう一つは、移動の時間というのはどうするのかというようなところもあります。それともう一つ、SDGsの視点から、トイレや…トイレについては今度、水洗化とかいろいろ改修も入るようなんですけれども、トイレや水道。水道も車椅子で入れるような水道、今の水道ですと、前、塞がっていますから、今、車椅子などで使えるようにはするには、車椅子のまま、すぽっとこうやって入るような流しの形、こういうのがございますよね。そういうような水道や水場の改装、そういうような計画は今後あるのでしょうか。また、今の話だと、来年は無理にしても、その後そういうようなところをちょっと考えているのかどうか。お答え頂ければありがたいと思っています。

町 長 おっしゃるとおり、そういった対応もしなきゃいけないとは思っています。ちょっと図面の詳細はちょっと承知してない部分が、ちょっとすみません。そ

の件に関してはありますけれども、仰せられるようになってなければ、なるように、来年以降と言わず、もう来年から車椅子の子が来ますから、それにエレベーターだけじゃないような配慮ができていないか確認して、設計変更できるのであれば予算の範囲内で対応したいというように考えます。以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。それでは、次に松田中学校の通信に関する機能について質問いたします。松田中学校では、他の市町に先駆けまして、生徒1人1台のタブレットの配布が実現しました。これは私はやはりさすが松田中学校、松田町というふうに感じたものでございます。他の市町では、1人1台の配布はできて、通信機能が追いつかずに作動できないため、導入を見合わせていたということがあるからです。秦野市の中学校や大井町湘光中学校でも最近生徒全員配布となりましたが、今では同時作動が可能だと聞いております。2019年に松田中学校に私が再び勤務したときに、タブレットは各フロアで、各フロアです、各フロアで40台作動するのがやっとでした。200人を超える生徒がいましたが、最大120台を同時に使えるかどうかという状態でした。それは同じ学年が隣同士の教室で同時にタブレットは使えてはいなかったということです。100台同時に使うことはでき…100台程度を同時に使うことはできましたけれども、同じフロアだと使えないというような状態です。フロアが変わっていれば、1階と2階とでなら使えるというような状態です。それでも40台ずつ、120台かなというところでした。これはタブレットが1人1台あっても使えない状態ですが、その原因は通信を契約している容量が不足していて、現在の契約だと容量を増やして契約すると中学校周辺の地域の通信機能がパンクすると聞いていますけれども、いかがでしょうか。今後、全タブレットを同時作動の対策は計画されていますでしょうか。計画されているかどうかのお答えでも構いません。ぜひよろしく願いいたします。

町 長 じゃあ、私から答えましょう。この間、今、うちが委託をしているJMCという会社さんがあるんですね。そこで今の現状のアンケートをとった結果というのを見せていただいて、一体このアンケートの結果は毎回同じように出ているけど、どういうことよということをちょっとお伺いした、その一つにそれ

があったわけです。話を聞くとですね、おっしゃるとおりの通信障害が行っているんで、その速度をもうちょっと上げたりすれば、当然ですけど、周りに影響があるという話でした。であれば、もうこれは速度を上げるのはお金で解決することです。それができて、ほかに逆に迷惑かかるんだったら、バランスを考えなきゃいけないですよね。ということで、どの辺で、どのくらいのペースでいくと周りに迷惑かけずに、その中で通信障害が起きないかという話をまず1点、解消方法として考えなさいということを書いてあります。今度中学校の改修もやりますからね。せっかくやっているわけですから、今もそこまでのことができていますけど、そういうことです。

もう1点は、それがどうしてもしょうがないのであれば、もう起きてくるのであれば、同じ時間に一遍にタブレットを使わないようなカリキュラムを組むとかということだって、方法の中にあるでしょうと。それはもう学校との再調整は必要になってきますけども、それを使えない、使えない、使えないというふうな理由ばかりで、前に進められないということは、もう言い訳ができない状況にあるのは、吉田議員も分かると思います。なぜならば、松田町の事業じゃなくなったからです。国の事業なんです。国の事業であれば、学校の先生たちは、しょうがねえな、松田に行くとかタブレット使わされちゃうよと思った先生たちも、もうどこへ行ったってそれを使わなきゃいけない状態になっていますから、その辺は先生たちともよく判断をしながら、やっぱりやっていかなきゃいけないと思ってますので、今後も当然ですけど、学校の先生の意見を聞きながら、可能なことは可能、そうじゃないところは先生たちにもお話しいただき、協力をしてもらいながら、結果的に子供たちが、何ていうかね、不利益を得ないように進めていきたいというふうに考えていますので、今そういう状況です。以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。ちょっと今、えっとかと思ったところがあるんですけども。タブレットを使うのは、使わされていたのかと。すごい…使わされていたなら、ほかにも…ほかのところにお金を使ってもらってもよかったのかなんていう気もしますが、それは感想です。（私語あり）

今の最初のお答えについては、すごいありがたかったです。これで、通信の、通信機能を上げてくれるという、通信機能を上げていただくというところでは、大変ありがたいところです。

それで、カリキュラムについてどうこうとかということですがけれども、タブレットを1人1台持っていて、できるいろいろな可能性というのはあるんですね、いっぱいあるんです。例えば、それは生徒会活動の中でも全員一斉にそれについて意見を聞くとか、それとか授業をやっている、隣同士の教室で両方もタブレットを使って全員で使えるとかというのは、ものすごい可能性があるんです。ですから、…もぜひ通信の容量を上げるということは、今、最初のお答え頂いたように、進めていただけるとすごいありがたいことだと思っております。

それでは、質問をちょっと変えさせていただきます。コンクリートは100年以上もつとして、建物には配管や配線があります。水道の一部は腐食もあり、廊下の天井に今、天井のところに改修されて工場のように水道管がむき出しになって通っております。また、新しい…その辺は新しい水道管に替わったんですけれども、中にはですね、どうしても壁等の中に埋め込まれている配管もあります。それを使わなきゃいけないような教室等もあります。理科室の机の横の蛇口にはビニールの管がつけてありますけれども、それは汚れが、その配管の汚れが出てくるのかなんてというような想像をしてしまうくらい、汚れがつきやすい状況と聞いております。これは微量とはいえ、不純物が混入されちゃ…混ざっちゃっているのかなというようなことが心配したりもしているところでございます。屋上のタンクも含めて、配管や電気配線等の改修工事の計画はあるのでしょうか。お答え頂きます。

町 長 まず前提でちょっと話しておきますね。建物の改修工事なので、細かくやりとりしているから私が回答しているということだけ承知しておいてください。

今回の工事で、内装と外装とやって、設備のおかしいところは替えていきます。それで、配管があるところで、こんな古いところがあって、交差しているところは配管を替えたりもしますし。さっき廊下の話もされたように、後付け

が結構多いんですね。エアコンもそうですし、何もそう。だから、その分は露出しているの、替えようと思っただけでも替えられますけれども、壁の中に隠れている配管のことをおっしゃられているというふうに思います。それに関しては、細かな調査ができていとはちょっと言い切れないところは、確かにおっしゃるとおりあります。ですので、まだ今回の図面に反映されているかどうかというのは、今御質問されたようなところで、もう一度我々も確認して、替えなきゃいけないところは替えなきゃいけないです。今言う、リアルにいらっしゃったから分かるんですけど、理科室の隣のどんなところ、そこまではちょっと私自身も承知してないので、担当課によく確認してですね、ただ、そういったところの情報を比較的、学校からは頂戴しているものだなというふうには理解しながら、ここまで進めてきたところですけども、改めてその辺はチェックしたいというふうに考えます。以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。私、町が教育にかけようとしている姿勢について、全然否定しているものではなくて、大変松田町は先ほども言ったように、教育に関してはものすごい熱く考えているというのは分かっております。ただ、最初にお話ししたように、もうちょっと情報をかき集めていただければ、いい進め方ができるのではないかなという、そういうところで質問しているところでございますので、御理解頂ければと思います。だから、その改修とかそういうことに対して、すぐ、明日やれとか、来年やれとか、再来年やれとか、そういうものではなくて、こういうようなことを聞いて…ところもあるから、いろいろと細かく聞き取っていただければありがたいなという、そういうことでございます。

だから、そういうところを聞き取っていただければ、大きくあの校舎、そのまま使ったほうがいいのか、またもっと違う、別の考え方があったほうがいいのか、もう工事は進んでいますから、それを有効に使うしかありません。ですけども、もうちょっと先にいろんなことが分かっていたら、違う考え方もあったのではないかと、そういうことでございます。

次にですね、松田中学校の図書館には司書室がありません。この司書室の計

画はあるんでしょうかと。これも今の工事にばつとのせるということできませんから、今後のことも考えてお答え頂ければと思います。

教 育 課 長 それでは、吉田議員の御質問にお答えいたします。司書室がないというあれなんですけれども、入って右側の仕切りのあるところは司書室だというふうにちょっと認識をしていたんですけれども。それは、私のちょっと認識違いだったんでしょうか。ちょっとすみません。

3 番 吉 田 私が言ったのは司書室であって、図書室のところに仕切りを立てて、司書の仕事をしているエリアというのは、それは司書室とは言わないとは思いますが、ということ、通常はですね、多くのところでは司書室というのは別にあって、そこで作業とかことができるようにしてあるということです。

教 育 課 長 そういう意味であれば、今後司書室をつくる予定は今のところはございません。以上です。

議 長 時間が来ておりますが。一言。

3 番 吉 田 質問じゃないです。どうもありがとうございました。そういうことでは、やはりそういうふうなところでいろいろと情報を集めていただいて、松田の教育のためにね、よりよい行政を行っていただければありがたいかなと思っております。時間となりましたので、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第7号、吉田功君の一般質問を終わります。

録画の操作の間、少しお待ちください。

受付番号第8号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

10番 南 雲 議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。受付番号第8号、質問議員、第10番 南雲まさ子。件名、「企業版ふるさと納税」の活用と、フードバンク事業再開について問う。

1、「企業版ふるさと納税」は令和6年度で終了となります。町の財政運営の一助となるこの事業に向けての地域再生計画の策定状況と、今後の「企業版ふるさと納税」の活用について伺います。

2、令和3年10月に、フードバンク事業が始まりましたが、現在中断されて

います。物価が高騰している中、生活が困窮されている方のためにフードバンク事業を再開するお考えはありますか。よろしくお願いいたします。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをいたします。1つ目の企業版ふるさと納税の活用についてお答えをいたします。本町では、令和2年5月22日に国に対し松田町総合戦略の内容を基本とする地域再生計画を申請し、令和2年7月3日に内閣府より計画の認定を受けました。その内容は、大きく6項目であり、全てが町を育む内容となっております。

認定後、広報・周知活動を開始し、初年度の令和2年度は寄附金がなかったものの、令和3年度には計4事業者から現金及び物品の寄附として総額360万円ほどの寄附を頂いたところでございます。内容は教育関連に関する寄附でございました。令和4年度は5事業者から現金と物品寄附として総額、これも同額でしたけど、360万ほどの、内容は教育関連のほか、駅前周辺整備事業などに対する寄附でございました。令和5年度は、途中ですけれども、これまでに4件、全て現金寄附で3,220万円を頂いているところでございます。寄附の使用用途の内容につきましては、学校ICT推進事業やスポーツツーリズムの推進に対する寄附でございます。

さて、現在認定を受けている地域再生計画につきましては、令和2年から6年度までの5か年となっております。これは適用期限が令和6年度までとされているためでございます。議員の御指摘のとおり、令和6年度までが現行の税制期限のため、令和7年度以降につきましては国より改めて通知等があると考えておりますので、国の動きを受けて所要の手続により延長を図ってまいり所存でございます。その際の申請内容につきましては、町地方版総合戦略に位置づけている事業に適用されることとなっているため、当初の地域再生計画と同じ6つの事業を考えております。

続きまして、2点目の御質問にお答えいたします。町ではコロナ禍における失業や経営不振などによる収入の大幅な減収により生活が困難な状況にあり、食物を必要とする町民に対し、令和3年からNPO法人報徳食品支援センターと連携し、生涯学習センター1階に冷凍庫を設置し、必要とする方へ食品の提

供を行ってまいりました。

食品の提供に当たっては、自由に持ち帰りができるかわりに、どなたがどんな食品を持ち帰ったか、用紙に記入をしていただくことで、初年度は年間延べ46名の方に対し、延べ218品の食料品が提供できました。しかし令和4年度になると、特定の方が毎日名前を変えつつ持ち帰ることが多くなり、食料品を補充してもすぐに冷凍庫が空になることが生じるようになりましたので、食料品を必要とする方に行き届くよう、現在高齢者や障がい者など個々の状況に応じ、個別にNPO法人報徳食品支援センターから食料品を受け、必要な方に提供している状況でございます。引き続きNPO法人の報徳食品支援センターと適正な方法を調整いたしまして、食料品を必要とする方に広く提供できるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

10番 南 雲 企業版ふるさと納税の再質問を行わせていただきます。企業版ふるさと納税は、地方創生応援税制と言い、国から認定された町の地方創生プロジェクトに対して10万円以上の寄附を行った企業が税制上の優遇措置を受けられる仕組みです。企業は最大で寄附額の約9割が軽減され、企業にとってもとても有利な事業となります。また、地方公共団体は地域の活性化を促すことにもつながり、地方公共団体はふるさと納税のように返礼品は用意しなくてよく、町の財政運営の一助となります。個人版ふるさと納税とともに、企業版ふるさと納税は都市部に偏る企業の税収を地方に移したいという背景があります。国で令和2年度に企業版ふるさと納税の税の軽減割合が引き上げられ、手続も大幅に簡素化されました。町では令和2年度に企業版ふるさと納税の地域再生計画を作成されたということですが、令和2年度策定以降に地域策定計画の策定を行っているか伺います。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。本件につきましてはですね、先ほどのとおり令和2年の5月22日に国にですね、申請をし、同年令和2年の7月3日に認定を受けております。この計画期間がですね、令和6年度までというところなので、その間ですね、計画については特に見直しはしておりません。今後ですね、先ほど言ったとおり、6年度までの期間が終了した国の方針を決定次第ですね、

新たに提出をするという形になっておりますので、松田町としてはこのまま継続で今運営をしているところでございます。以上です。

10番 南 雲 令和2年度以降策定…地域策定計画は策定されてないということでしたが、これ、随時策定はすることは可能なんですけれども、それ、そのことについて2年度以降は策定しないということでございますが、策定しなかった理由というのが5年度…ごめんなさい。6年度で終わってしまうということで御答弁頂いていますけれども、これ、どんどん策定していくことが可能なので、ぜひ策定していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

参事兼政策推進課長 今ですね、御質問のどんどん計画を策定していったほうがいいというところなんです、まずですね、この地域再生計画というのがあるんですけれども、これに基づいて税制の控除と。その対象項目を6つ、先ほど答弁のほうでもありました6つ掲げております。これを受けてやるというのが6年度まで。それについて別のものをどんだん松田町で作るということは、ちょっとこれはできないというところになっておりますので、まず、この地域再生計画、松田町の6年度まではこれに基づいて進めて、これからその認定…国のほうの制度の新たな方針が決まりましたら、もちろん認定に向けて再度提出をするという形で町は考えております。以上です。

10番 南 雲 今、6つの…ごめんなさい。総合戦略に基づいた地域再生計画を6つ項目を挙げて町では作成されていますよね。それ以外はできないということで、それ、2年度以降はされてないということですが、これは私はしても、6つの項目に関してどんだんしてもいいという認識でいたんですけれども、ちょっとその辺は、じゃあここで終わりにさせていただきます。

それで、昨年の…昨日の同僚議員の質問の御答弁に、今まで13件、3,940万円の寄附があったということでしたが、これ、大事な財源だと考えます。企業版ふるさと納税をさらに増加するには、地域策定計画の策定数を増やしていかなければならないと思います。今、ごめんなさい、私の認識の中で、やはりこれから6年度以降も継続するという形での質問に変えさせていただきます。

東京都青梅市の事例ですが、青梅市の取組を支援した企業の住友金属鉱山株

式会社さんは、これまでも社会貢献の一環として、青梅マラソンや梅の郷再生プロジェクト、青梅市納涼花火大会への協賛、青梅市総合体育館、住友金属鉦山アリーナ青梅のネーミングライツ取得等、半世紀にわたり市の地域活性化を支援しています。今回も青梅市地域再生計画における移住・定住という本事業の目的にいち早く賛同し、青梅市の企業版ふるさと納税のバックアップをしています。このように、あらゆるつながりを企業版ふるさと納税の活用につなげていくことが大事と考えます。

町では、令和2年度以降多くの包括連携協定が締結されていますが、締結した企業や、青梅市の事例のように町と関わりがあった企業に地域策定計画を策定していくことが考えられますが、今まで企業版ふるさと納税の寄附を受けた先は、包括連携協定締結先と、また町と関わりがあった先がそれぞれ何件あったか伺います。

参事兼政策推進課長

御質問ありがとうございます。大変申し訳ございません。先ほどのですね、地域再生計画のこの6の事業というものと、町が定めている地域総合戦略、この6の事業、これは全く一緒な形で制度に基づいてやっています。この中の全ての6の事業で、町の全ての事業がのみ込めると。先ほど言われました新たな事業で教育に関してこんな事業というところにも、幅広く捉えるようになっておりますので、全体としては全ての事業に対応できるという形で御協力をお願いします。

そしてですね、企業版ふるさと納税、令和3年度につきましては、先ほど360万円でした。令和4年度につきましても同額、令和5年度現在におきまして3,220万と。13件ございました。この中に包括連携事業者はございません。ただし、包括連携事業者様にこのような事業の周知等はしてないわけではございませんので、ここも引き続きやっていきたいというふうには考えております。以上です。

10番 南 雲

東京都青梅市の事例ですけれども、青梅市の取組を支援した企業の住友金属鉦山株式会社さんは、これまでも社会貢献の一環として…ごめんなさい。間違えちゃった。すみません。さっきのところと間違えました。すみません。ごめ

んなさい、失礼しました。

秦野市さんの事例なんですけれども、本年3月27日に県内初となる企業版ふるさと納税人材派遣型を活用した地域創生のための協定を第一生命保険会社株式会社さんと締結いたしました。派遣された方は、秦野市小田急線4駅周辺の賑わい創造プロジェクトの推進を図るため、一般職の任期付職員として職務に従事されます。企業が地方公共団体へ人材派遣し、人件費相当額等が企業版ふるさと納税の仕組みを利用して企業から寄附される制度です。

町では今年3月に株式会社アチーブゴールさんと包括連携協定を結ばれ、町長は同社と今後は地域振興や町への人材派遣など、様々な分野で交流を進めていきたいと考えていますと述べられています。株式会社アチーブゴールさんのカワバタ・ショウゴ取締役さんは、自治体への講師派遣等の実績は多数あると述べられています。株式会社アチーブゴールさんに企業版ふるさと納税人材派遣型を活用した地域創生のための協定を事業計画として提案してはと思いますが、いかがでしょうか。伺います。

町長 まず、アチーブゴールさんがいろんなところに講師の派遣しているという部分は、多分お仕事で派遣されているんじゃないかなと思うんですね。企業版ふるさと納税とかじゃなくて。お仕事で派遣をされているということが前提だと思えます。

あとは、アチーブさんに先ほど言われているような格好で、人材派遣型の企業版ふるさと納税というタイプでやられたらどうかという御提案、ありがとうございます。あくまでも企業版ふるさと納税というのは、税金を払う分といいましょうかね、法人税というか、払う分に対して約9割が免除されるというようなことですので、それなりに利益が出ているところで、初めて。というのも御存じだと思います。なので、アチーブさんも含めて、ほかの企業さんにもこのような厳しい中で、こういう表現もあれですよ。社会…税金を払うのも社会貢献で当たり前のことなんですけれどもね、それプラスこういった自治体への派遣をしていただけないかということでの御相談をすることは可能だと思います。ただ、ない袖は振れないという回答が来ることもあるということだけ承知して

おいてください。以上です。

10番 南 雲 承知いたしました。やはりたくさん当たっていただくことが大事かなというふうにも感じていますので、よろしく願いいたします。

また、別のね、角度からなんですけれども、山形県南陽市では、コロナ禍で生活に影響を受けている同市出身の学生を支援しようと、企業版ふるさと納税を活用した食の支援事業を始めました。ここはコロナ禍は今、物価高騰に当てはまると思うんですけれども、食は南陽市産の米「つやひめ」5キロ、ラーメン・そばなどの南陽グルメセット、ラスク・焼き菓子などの南陽スイーツセットのいずれかを南陽市の公式LINEに申込みをした学生に贈ります。南陽市は、ふるさと南陽の食を贈ることで、若い世代と新たなつながりをつくります。将来Uターンなどで人口を拡大するねらいがあるとされています。山形県内の5企業から各社10万円の寄附を受け、南陽市出身で県外に居住しながら大学、専門学校などに在学している学生に食の支援をしています。

町では包括連携協定ではありませんが、本年7月に中栄信用金庫さんと地方創生に関わる移住・定住促進連携協定を締結しました。連携協力の主な内容の中に、移住・定住に向けた各種施策の実施に関する事、また地方創生及び地域社会の発展に関する事とあります。町と包括連携協定ではありませんが、このような関わりがあった企業に南陽市のように学生の支援で将来のUターンにつなげていく事業を提案し、松田町の事業として松田町の魅力等のメッセージを添えて、町外に居住する松田町の学生に支援品を届け、将来Uターンにつなげる事業を中栄信用金庫さんに事業計画として提案できると思いますが、いかがでしょうか、伺います。

参事兼政策推進課長 御提案ありがとうございます。この企業版ふるさと納税につきましては、まさしく多くの方にですね、松田町と連携をして企業さんにもいかに社会貢献を含めた形で税制控除という目的がございますので、そうした観点では非常にすばらしい提案だと思いますので、それらを参考にしながらですね、今後とも取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

またですね、先ほど人材派遣型の企業版なのでございますが、現在ですね、

町としてもDXの関係でですね、ある企業者さんと調整をし、人材派遣の調整をしているところでもございますので、その辺もある程度方向性が決まり次第、皆様のほうに報告していきたいというふうには考えております。以上です。

10番 南 雲 令和6年度までの現行の税制期限がなっておりますが、7年度以降も企業版ふるさと納税の延長が考えられることを前提で、財政運営の厳しい町の財源の一助となる企業版ふるさと納税を総合戦略に位置づけた町を育む6項目の活性化を促せるよう進めるためにも、意気込みをね、これからの意気込みを伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。まずですね、前回の北村議員のときにもちょっと説明をさせていただきました。ちょっと説明が不足だったので、併せて報告させていただきます。まずですね、いろんな周知はしているところなんですけれども、町としてはホームページですね、大きくトップ画面にですね、企業版ふるさと納税、そこにクリックすると、どういうところから来たのかというところもありますので、そういう企業に対してのPR周知もしているところでもございます。また、あらゆる包括連携事業者さんも含めてですね、町が今、作成をしました町のチラシ等がありますので、そうしたものを含めてですね、配架をしているところでもございます。そして、町長はじめトップセールスでもですね、直接企業者さんとともにですね、その情報発信をしているところでもございます。先ほどの人材派遣型も含めて、また総務省がやっているマッチング会というのがあるんですけども、そこでですね、直接その企業さんがSDGsの観点から聞きたいというような話で、直接オンラインでやりとりして、町の周知をして、企業版ふるさと納税、周知をしているというところがございます。

そしてですね、もう一つ、委託事業と、これはちょっと周知的なもので、成果報酬という形になるんですけども、基本的にはサービス契約というものを、2つの事業者と今しております。そこにですね、企業版ふるさと納税の拡充に向けて新規の開拓や、そういう事業を民間企業さんをお願いする、委託というかサービス事業という基本協定を結んでおりますので、そうしたものを積極的

に取り組んでいき、多くの企業様にですね、松田町を知っていただき、そして企業のPRの効果にもつなげていただき、また今後の企業さんのほうのSDGsの観点でも幅広く周知できるような形の連携をしていきたいというふうには考えております。以上です。

町 長 この件に関しては、課長がお話ししたとおりで、本当に我々の努力で何とかできるところだというふうに考えています。今、私はこう感じているのは、企業さんが何かようやく企業版ふるさと納税というものを理解し始めたかなという段階に来ているようにも感じています。割といろんな話をする機会のときに、だったら企業版ふるさと納税で、ぜひ人を派遣してくださいとか、もし、大体利益が出ているところとお付き合いしているところが多いので、もらえませんかという話をすると、何ですかというようなのが多くてですね、毎回毎回営業がてら話をしているというのが現状でして、ということなんかもあるかなと思っています。

ただ、これちょっと否定するわけでは…否定します、あえて。ホームページの話してますけど、まずホームページを見てもらうためのことをやらないと、ホームページ見てくれないですよ。だって、1,800近い自治体があるわけですから、その中で生き残っていくためには、相当な努力が必要だというふうなことがあります。ただ、単純にだからトップセールスだけでいけるとは思いませんし、まずはいろんなところで、皆さん方も含めてですけど、松田町をまず見てもらおうと。その仕組みというか、そういったことをやっぱりやらないと、いいものをつくっても見てもらえませんが、それも並行しながら、きちんとやっていきたいと思います。もう何せ成功報酬でやっていただいている委託業者さんにも、うちももう約…1社と、あと0.5ぐらいのありますから、そこをもうちょっと増やしていけば、どんどんどんどん増えていって、そこからある意味、我々がそんな外に動いていなくても、その方々が動いてくるというふうなこともあるので、それ、人たちだけに頼ることはしませんけども、どんどん全方位でやっていきたいというふうに考えます。以上です。

10番 南 雲 ありがとうございます。それでは、フードバンク事業の再質問に移らせて

いただきます。フードバンク事業は、NPO法人報徳食品支援センターさんから冷凍庫を設置していただき、令和3年、フードバンク事業として冷凍食品の提供したと理解しています。町のホームページにフードバンク活動についてとして、次のように掲載されています。品質に問題のないものの、やむなく捨てられてしまう食品を、諸事情により生活困窮に陥ってしまった人たち、生活困窮者、ひとり親家庭、低所得世帯に対し、無償で提供する活動を行っておりますとあり、また、利用方法として、生涯学習センター1階事務室前に設置されている冷凍庫の中から好きな食品をお受け取りになり、受取表に記入後、備え付けの箱の中に受取をお入れくださいとあります。ホームページに食品を提供する対象者として、生活困窮者、ひとり親家庭、低所得世帯と掲載されていますが、厳格に渡せるようにはなっていなかったための問題があったと思います。ホームページを見て、生涯学習センターに食品を取りに来られた方が、職員に尋ねればいいのですが、尋ねずに諦めたり、土・日等職員がいない日に尋ねてきても分からず、そのまま諦めて帰ることが想定されます。生活困窮された方が生涯学習センターに冷凍食品を取りに来られても、冷凍庫が設置されていない状況に町はどのようにお考えか伺い

福 祉 課 長 南雲議員さんの質問にお答えいたします。確かにおっしゃるとおりですね、今、町長のほうの答弁にもありましたように、当初のうちにはですね、利用されている方というのが台帳というか、記入をしていただいてですね、その必要な分だけを取っていたということがあったんですが、それ以降、続けているうちにですね、いろいろ勝手に持って行ってしまうという事案もありました関係上ですね、なかなか本当にお渡ししたい方にお渡しができない状況がちょっと続いてきましたということもありましたので、あのまま置いておいてもちょっと難しいということもありましたので、ちょっと場所を変えさせてもらったんですが。ただ、町民へということで、周知という形ではですね、ホームページのほうを変えていなかったということに関しては、それに合うように変えていなかったということについては、ちょっとこちらのほうの手落ちもありましたので、こちらについては早急に変えさせていただいて、現状に合った形でです

ね、お伝えをしたいと考えております。以上です。

10番 南 雲 早急によろしく対応をお願いいたします。コロナ禍で生活が困窮して、松田町社協の緊急小口資金貸付や総合支援資金の貸付が増えていました。さらに物価が高騰し、緊急小口資金貸付の利用者が去年より約2倍になっていると伺っています。町民の方はお困りになったら、まず町の福祉課に来られると思います。より身近な支援策として、福祉課の窓口で食品をお渡しできるようにしていく必要性を感じますが、お考えを伺います。

福 祉 課 長 御質問にお答えいたします。確かにおっしゃるとおり、そのほうがよろしいかと思うんですが、実際今現在やっている状況というのがですね、対象の方がいらっしゃれば、福祉課のほうに来ていただいてですね、必要なものをお伝え頂いてですね、それをもとにしてNPO法人さんのほうにこちらのほうから依頼させていただいて、必要なものをこちらで用意させていただいてお渡ししているという状況がございますので、一応今現在としては福祉課のほうで窓口、1階の窓口という形でやらさせていただいております。以上です。

10番 南 雲 ありがとうございます。福祉課の窓口に来られる方はいいんですけども、そういうふうに来られない方も、やはり必要とされている方もいらっしゃると思うんですね。今まで設置場所に問題点があったと思うんですけども、その解決のために職員の多目的室に冷凍庫を設置して、食料支援をしたらいかがでしょうか。（私語あり）

総 務 課 長 3階の多目的室につきましては、基本的に今、どなたでも使えるような形で開放はしておりますので、例えばその今、議員さんがおっしゃられている生活困窮者の多目的な冷凍庫を置いて、そこでやりとりするということは可能でございます。以上でございます。

10番 南 雲 ありがとうございます。厚木市と共同事業で行っているフードバンク厚木を見学させていただきました。配布の対象支援者は、学生、介護離職者、失業者、経済的に苦しい子育て世帯、困窮者、生活保護申請中の方で、毎週水曜日と第3日曜日に食品の配布を行っています。3階の多目的室の冷凍庫の設置になりますと、平日のみの配布になってしまいますが、今までの問題点の解決にはな

ります。また、フードバンク厚木では、事前申込みや学生証の提示等ルールをつくり対応されています。山北町にも伺ってまいりましたが、ルールをつくり対応されていると伺いました。町でも福祉課で対象者のルールをつくり、対応されたらと思いますが、お考えを伺います。

福祉課長 質問にお答えします。厚木市さんのほうでは、フードバンクのほうでですね、一旦申請をしていただいて、そこで登録をしていただいてから状況を確認してということで、食品のほうをお配りしているということは確認しております。福祉課のほうでもですね、基本的には生活困窮者ということが皆さんにお渡しするという形にはなりますが、確かに今までいろんな人が勝手に持って行くようなこともございましたので、この辺りをですね、NPO法人さんのほうとも調整しながらですね、新しいルールづくりをしていきたいと考えております。以上です。

10番南雲 よろしくお願いいたします。報徳食品支援センターさんでは、定期的な食品の補充は行っていないと伺っています。山北町では福祉課で報徳食品支援センターさんに3か月に1回ぐらい食品を取りに行っているそうです。特に冷凍食品は、すぐに食べられるので、高齢者から喜ばれるそうです。報徳食品支援センターさんから神奈川県県央部や沼津市からも食品を取りに来られると伺いました。それに比べると、小田原市の西大友にある報徳食品支援センターさんは、松田町からそれほど遠くないと思います。報徳食品支援センターさんから冷凍食品の提供もできると伺っています。町で食品を福祉課のほうで取りに行かれたらと考えますが、お考えを伺います。

福祉課長 御質問にお答えします。実際にですね、以前、直接御希望された方に対してということで、以前にも直接取りに行ったりとかという形もしていた事実もございますので、ちょっとその辺、また職員との状況もございますので、その辺をちょっと検討させていただいて、なるべく御要望に沿うような形でやれればと思っております。

議長 時間ですので、一言で。

10番南雲 ありがとうございます。ひとり親家庭でお子様の事情で急遽仕事をお辞めに

ならなくてはならなくなって、報徳支援センター、食品支援センターさんへつないで、大変喜ばれた方とか、やはりいろいろな御事情を抱えてのこの物価高に困窮される方が多く想定されますので、ぜひ御対応をよろしくお願いいたします。質問を終わりにさせていただきます。

議 長 以上で受付番号第8号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。 (10時34分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時50分)
受付番号第9号、武尾哲治君の一般質問を許します。登壇願います。

2 番 武 尾 2番 武尾です。議長のお許しを得て、通告に従い質問いたします。受付番号第9号、質問議員、第2番 武尾哲治。件名、松田町消防団員の確保と待遇等について。

要旨。(1)松田町民の生命と財産を守る消防団員の定数確保、なり手不足解消について質問いたします。非常勤特別職の地方公務員として地域の防災行政に携わる団員の負担軽減を考え、自治会役員の免除(組長免除等)などの待遇改善をしていくことはいかがかを問います。

(2)現在の団員の構成状況を見ると、役場職員の構成比率も高く、大規模災害時に行政での災害対応に優先することになり、実際の現場での対応ができる団員が少なくなる。この状況を補うためにも、行政職員以外の団員確保策を問います。

(3)団員確保策として、行政職員を確保する場合、どの役職まで携わることが可能かを問います。よろしく願います。

町 長 それでは、武尾議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1点目の自治会役員などの免除についてお答えをいたします。消防団員は、日頃本業を持ちながら、日夜火災や災害などから町民の生命と財産を守るため、365日、24時間にわたり気を抜けない組織であることから、自治会役員などを免除してほしいという切実な要望だというふうに思っております。基本的には、消防団員は火災や災害等の発生時には、消防団長の指揮のもと、各種対応に集中し、自治会内の自主防災活動ができないことから、自治会との相互理解のも

と、消防団員の自治会役員などの免除が普及することにより、消防団員を確保することにつながるかないかというふうに想像しています。

一方、免除したことにより、消防団員を確保することができたことで、地域の消防力は向上いたしますが、自治会の活動が制限される可能性もございます。今後、町消防団よりあくまで自治体の判断により可能な範囲で消防団員に対する役員や組長の就任について配慮をお願いしていただく要望を行っていくというふうに伺っております。町の立場といたしましては、自治会へお伝えすることは可能でございますが、強制力がないので、両団体の御意見とバランスがとれるよう調整を行ってまいります。

2点目の行政職員以外の団員確保についてお答えいたします。現在、町消防団員は126名、そのうち23名、現状約20%が松田町役場の職員となっております。団員の募集は、入団対象の減少者の減少や、仕事や家庭との両立の難しさなどから、厳しい状況が続いております。これまで消防団員は自らの地域は自らで守るという気概や、古くからの人間関係、郷土愛などに起因した入団の経緯が多いことから、消防団員自らによる募集をお願いしてきたところでございますが、従来の募集では限界があることから、様々な処遇の改善や、新たな募集方法を行っております。それでも町行政職員以外の入団が少ない状況があるのが今現状でございます。今後も従来どおりの募集を継続しつつ、消防団員の活動を知り、身近に感じてもらえるよう、出初式の様子や各種訓練などをホームページやSNSで発信するとともに、最新の消防活動服の導入や消防団員自動車出動保険の導入など、団員増加に向け魅力向上を図り、団員確保に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の行政職員を確保する場合、どの役職まで携わることが可能かについてお答えをいたします。職員をどの役職までという規定はございませんが、課長級職は災害などが発生した場合、町の災害対策本部等が設置されると、対策本部内の各セクションの責任者となり、災害対応業務を優先する役割を担う立場になることから、自主的に退団をされているのが現状でございます。消防団の階級は、職員としての業務内容や個人としての家族の状況を踏

まえ、本人の同意があれば分団長まで可能だと考えられますが、災害時の発生時には分団を指揮する分団長が不在になる可能性もあることから、役職については慎重に決めることが肝要かというふうに存じております。以上でございます。

2 番 武 尾 それでは、いま一度質問させていただきます。現在の消防団員の年齢構成などの体制についてお聞きしたいと思います。

安全防災担当室長 質問に答えさせていただきます。松田町消防団は、本団、そして7個分団、機能別消防団員で組織されています。定員は164名、現団員は126名、充足率は約77%になっております。年齢構成は、最年少が19歳、最年長が66歳という幅で編成しております。以上です。

2 番 武 尾 今の中で、平均年齢を教えてくださいませんか。

安全防災担当室長 平均年齢は現在44歳です。以上です。

2 番 武 尾 まさに44歳というのはですね、仕事と子育てと、本当に忙しい時期であり、待遇の改善をできればというふうに考える次第です。

2つ目の質問としまして、現在の消防団員への処遇の改善等の事例がございましたら、お聞きしたいと思います。

安全防災担当室長 質問に答えさせていただきます。令和4年度以降実施した策として、条例の改正による出動危険手当の増額による処遇改善を行いました。また、6分団詰所の整備によります活動環境の改善を行いました。また、装備車両の更新による即応性の改善を行いました。また、ホームページのほうに消防団員の募集の掲載というのを実施しました。以上です。

2 番 武 尾 今の中で、車両の何と申しましたっけ。（「車両の更新。」の声あり）車両の更新について、もう少し詳しく教えてくださいませんか。お願いします。

安全防災担当室長 車両の更新につきましては、搬送式の小型ポンプ車、小型ポンプを積載した車両を従来の消防ポンプ車から更新しました。耐用年数で交換したものなんですけれども、車両の民間車両ベースを民間ベースのキャラバンにして、機動性、そして普通免許を乗れるようにというところで導入したところであります。以

上です。

2 番 武 尾 車両とか、あとは詰所とか、そういった待遇改善をいろいろしていただいていることを、分かりました。ありがとうございます。

3つ目の質問としましては、近隣他町でですね、消防団員への待遇改善等の事例がありましたら、お聞きしたいと思います。

安全防災担当室長 あくまで私の確認した範囲なんですけれども、近隣の周辺の市町のところで、市や町のほうが強制的に自治会役員等を免除しているところはありませんでした。ただ、一部の自治会のほうで、自らの判断をして免除というのをしているお話は聞いております。以上です。

2 番 武 尾 その一部の自治会についてなんですが、もう少し、もし詳しく、どういう自治会、どういう規模の自治会でとか、そういうお話がもしありましたら、ちょっと教えてください。

安全防災担当室長 細部にこちらのほうも確認しているわけではないんですが、やっぱり自治会におきましても小さなものから大きなものまで大変幅がありまして、一部の自治会においては消防団等の業務を考慮して、その免除、状況によって、話合いによって免除をしているというところを、一部にあるというところは聞いております。以上です。

2 番 武 尾 どうもありがとうございました。消防団、また自治会の役員、役場の職員の皆さんは松田町の防災の要であると思っております。どうか今後ですね、柔軟な連携によって町民の生命・財産を守り、安全・安心なまちづくりをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議 長 以上で第9号、武尾哲治君の一般質問を終わりにします。

録画の操作の間、少しお待ちください。

受付番号第10号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

8 番 田 代 議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第10号、質問議員、第8番 田代実。件名、再び熊が出没、生活圏で人命を守る対策は！

以下要旨なんですけれども、文字数制限がありましたので、少しつけ加えて

お伝えしますので、御承知おきください。

去る11月15日、松田山根石地区のミカン畑に隣接する山林内20メートルのところで、くくりわなに残された熊の前足を猟友会員が確認しました。私が栽培するキウイ畑から60メートルの場所です。そして、民家までわずか200メートルほどのところで起こったことです。足をちぎって逃げた熊は、推定80キロほどとのことで、松田山のどこかに潜んでいると思われます。その後の情報では、手負いの熊は重傷を負ったので奥山に戻り、里山には近づかないのではないかと、そういったお話も伺っております。

そこで、次の対策について町長のお考えを伺います。

- 1、生活圏で町民の人命を守る熊対策について。
- 2、熊の餌資源となるブナやコナラの植栽計画について。
- 3、今回の熊出没でますます農地の荒廃化が進むと思うが、その対策は。

以上のとおりです。よろしく申し上げます。

町長 それでは、田代議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず1つ目の御質問でございます。11月15日に根石地区での熊出没は、里山周辺地域により近い生活圏のすぐそばまで来ていたことを示す事象が発生いたしました。現在神奈川県は、熊の生息数が少なく、保護計画を作っており、県のレッドデータブックで絶滅危惧種とされ、人命の最優先とはしながらも、基本的に保護する扱いは現在も変わっておりません。町といたしましては、熊による人的被害を防止するため、本来熊は人里に離れて生息しているものとの考え方を改め、現在は常に人里に近い場所にて生息している動物であるという認識に変えた対応を取る必要性があると考えております。

さて、御質問の生活圏での町民の人命を守る熊対策につきましては、町では事前の県からの情報により、今年の秋は例年よりと比較して熊の食料源となるブナ、コナラなどの作物は凶作であるとの予測がされていたため、熊の活動が活発になる秋に向けて、町民の安全啓発、人身被害の未然防止を目的として、「広報まつだ」8月号に熊出没の注意喚起の周知を行ったとともに、県と情報共有を繰り返してまいりました。

今年度は東北地方を中心に、かつてないペースで熊類による人身被害が発生しており、全国的にニュースになっていることは御存じのとおりです。そのため、現在も行っている熊に遭遇しない、また遭遇した際の心構えや人里に誘引しないための対策を徹底していただくため、さらなる啓発を実施しなければなりません。これまで同様に対策を行っていく内容といたしましては、熊が出没する時期の前の環境づくりが非常に大切なため、次の3点を徹底してまいります。

1点目は、放置された果樹の伐採や、生ごみ・果物など、人家や周辺、農地周辺に放置しないようにすることや、隠れ場所や侵入ルートとなりやすいやぶの刈り払いなどの予防策、予防的対策について普及啓発すること。

2点目に、有害鳥獣保護等で捕殺された個体を捕獲者が適切に処分し、放置することのないように、猟友会を通じて指導すること。

3点目に、活動が活発になる前にセンサーカメラなどの設置によりさらなる監視体制を強化し、併せて移動ルートの解明などを進めること。

この3つの対策をはじめ、有効な対策を徹底することで、生活圏での町民の人命を守ってまいります。

次に、熊の出没後の対応といたしましては、痕跡や目的情報を寄せられましたら、すぐに現地に猟友会の方や地権者、場合によっては自治会役員の方々に立ち会っていただき、確認を行い、県への情報提供を行っています。

並行して、速やかに防災行政無線や安心メール、自治会観覧等を行い、併せて教育委員会から町立幼稚園、小・中学校へ、子育て健康課からは学童保育、保育園などの情報提供、注意喚起などを行うなど、生活圏での人命を守る対策を今現在行っております。

次に、2つ目の御質問のブナ、コナラの植栽計画についてお答えをいたします。質問にあります植栽計画につきましては、町内での対応では熊を呼ぶことにつながるおそれがあるため、人里離れた場所での対応として、現在県が取り組んでおります植樹について幾つか確認したので、内容をお伝えいたします。前提といたしましては、里山よりも魅力のある山の植栽、餌場の確保について

でございます。

1つ目は、県が管理する奥山の水源林においては、将来的に人手をかけずに管理できるよう、スギ、ヒノキ等の人工林の間伐を行うことで、明るくなった林の中に熊の餌資源ともなるブナ等の広葉樹が育つよう、針葉樹と広葉樹が混交する森に移行することを目標に、森林整備を行っている。

2つ目は、鹿による採草などにより、土壌が流出しているような広葉樹林では、県では土壌保全、植生保護柵の設置、森林の手入れなどを行って、針葉樹等の生育を施している。

3つ目には、山の中の生息環境を植樹によって改善することは、実際の植樹できる場所の広がりや、鹿による採食圧などを考えると、現実的ではないという回答を頂いておりますが、環境省自然環境局の熊類の出没対応マニュアルによりますと、食料源となるブナ・コナラなどの作物は凶作である年は熊の行動圏が拡大し、人の生活圏と重複するとされておりますので、改めて適切な対応となり得る事例等の確認を行い、県と町が行う対策を明確にし、地域体制が安全して生活ができるよう、今後取り組んでまいります。

次に、3つ目の御質問にお答えをいたします。熊の生息しやすい環境としましては、農業の担い手不足により農地の荒廃地化が進むことや、やぶ払いが行き届かないことなどから、人家の近くまで森林が続き、熊にとってはどこまでが森でどこからが人里か分からず、生息環境が人の生活圏に近づいていると考えられます。

そうした状況がある中で、同じ丹沢山系を抱える近隣市町とも情報共有を行っておりますが、さらなる情報伝達、情報共有を強化する必要があります。現在、町の切実な現場の声を酌み取っていただき、県では農地の荒廃化対策や生活環境や人的被害など、熊出没に与える様々な影響を鑑み、丹沢山地で熊の生息調査を行っており、来年度に結果が判明すると伺っております。

その調査では、判明する生息数や生息密度を踏まえ、さらなる県との情報共有を行い、連携してまいります。町といたしましては、先ほど説明させていただきました熊を寄せつけない対策の徹底を実施すること。また、農業委員会に

て県の指導に基づいた対策について、より具体的な対策として、早急な議論を行い、農業従事者が安心して農業が行うことができるよう、農地の荒廃地化も含め、進まないよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

8 番 田 代 丁寧な御回答、ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。計数については担当課長、政策については町長に答弁をお願いしたいと思います。

まず、回答書の順番に入ってくださいませ。1 ページ目の下段ですか、2 行目です。下段から 2 行目。神奈川県は熊の生息数が少なく、保護計画を作っており、県のレッドデータブックで絶滅危惧種とされ、人命を最優先とはしながらも、ここからですよ。基本的には保護しているという、このことについて、まず議論させていただきたいと思います。猟友会の関係者の話ですと、30年前の鹿の被害は少なかった。まだ保護しなければいけないということで、雌鹿は捕獲の対象にはなってなかった。まだ雌鹿は子供を産んで増やしてもいいよという時代だった。その後、増え続けて、農林業の被害が増加したので、現在は雌鹿も撃っております。もう本当に鹿の被害はひどい状況になっています。

一方で、丹沢山系のツキノワグマですか、これは先ほど町長の説明にもありましたが、1997年に実施された丹沢・大山自然環境総合調査、このときには50頭前後と推定しております。現在はその数字を基に、40頭ほどではないかと言われております。2006年に県のレッドデータブックとして絶滅危惧類として保護されています。

あと、これネット情報なんですけども、熊の寿命は24年から30年とのことです。当然、生殖活動が行われているわけですから、40頭よりも増えて、奥山のドングリの餌などが不足するので、農地に出没するようになったようにも私は考えます。

まず、課長さんにお伺いしたいのは、1997年に調査が行われた、その後、来年ですよ、令和6年に生息調査がまとまるということなんですけども、この

間、今、2025年から6年ですから、30年近いですね。ずっと調査が、ネットで調べた範囲ではやってないようなんですけれども、1997年以降、具体的な実態調査を行われたかどうか。まずこれについてお願いいたします。

観光経済課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。御質問にありましたとおり、1997年、平成24年なんですけど、1997年以降は県丹沢・大山自然環境総合調査は実施しておりません。ただし、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、現在県では熊の体毛調査、体毛を採取しまして、DNAの分析を行って、個体数を推計する調査に取り組んでいるところでございます。調査の結果を踏まえ、必要に応じて鳥獣保護管理計画への反映等を検討するというところで、県から確認、県の情報を確認しておるところでございます。以上です。

8 番 田 代 大々的な調査は行ってないと。あとは熊の体毛とか、そういったもので、ある程度推測してると。具体的には来年そういった結果で、もう少し具体的な数字が出ると、生息数が出るのではないかというふうに受け止めました。それよろしいですね。（「はい」の声あり）

では、私が感じていることをお話しします。たまたま、松田でも多いんですけど、これ一々説明してもしょうがないんですけど、松田で熊が出た11月15日の翌日です。11月16日、かなり大々的に、読売新聞の3面版ですね、出ております。北海道では大学生が登山中に熊から襲われて亡くなったと。北秋田市では、菓子店の主が倉庫を開けたら、その中に熊がいたと。もう少しで殺されるところだということで、傷もこういう形で出てます。

私は2年前まではそれほど、まあ対岸の火事的に考えていたんですけども、2年前に寄でも熊がくくりわなにかかりました。松田山の河内農道沿いですか、そこでも70キロ級の熊がかかっております。そのようなことから、すごい危機感を感じております。

ここが論点なんですけども、絶滅危惧類として保護されてると。だから減らすことはできないんだよと。それは分かりますけれども、農林業で携わって働いている人、本当にこういった状況になると自分の命がすごい大事になります。たまたま昨日テレビで夕方ですが、某テレビ局が熊の特集をやっていました。

「泳ぐ熊」というタイトルです。山口県の熊が泳いで九州に行くのではないかな。そのような報道をされています。山口県では昨年32件です、熊の情報が。発見情報です。今年は222件です。すごい数量ですよ。200件近く多くなっています。保護柵をした結果、この数十年で非常に増えてしまったと。ここがね、大事なところなんですけれども、神奈川県ではコナラとかクリとか、そういう餌がなくなったから里に出ているんだよと言いますが、ここの学者は、もうだんだん保護柵だから熊が増えている。熊の場合、どこでも野生動物そうだと思うんですけど、テリトリーがありますよね。そのテリトリーには新しい熊は入れない。だから里山に下りてくる。または人家にも出てきている。ですから、コナラとかそういう落葉果樹が凶作で出てくるという話もありましたけれど、保護獣であるために、増えたから、そのエリアの餌が足らなくておけると、そういう考えに対して、ああ、なるほど、そういう考えもあるんだなというふうに私も納得しました。

まず、次の質問として、3ページですね、3ページの上段になります。熊の生活圏での町民の人命を守る熊対策と、それに移らせていただきます。その上段で、生ごみや果物など、人家や農地周辺に放置しないこと。これはもう毎回言ってますね。当然のことだと思います。農家でも一般人でも気をつけるべきだと思います。次に、隠れ場所や進入ルートとなりやすいやぶの刈り払いなどの予防的対策について、普及啓発すること。書いてあるんですけど、これについて具体的には、やぶとかそういうのは荒廃地内に多くて、大半が民有地ですよ。管理ができなくなって荒廃地になってしまった。そこに竹やススキが覆われたと。それを刈り払いをします。これ、誰に刈り払いをしてもらうのでしょうか。回答をお願いします。

観光経済課長 やはり民有地でございますので、民有地を適正に管理することで、まずは第一位には地権者が行うべきと考えております。

8 番 田 代 確かに課長の立場とすれば、そういうふうに答えざるを得ないと思うんですけども、実際に農地として耕作していた人が、もうできないよと。荒廃地といってもね、3年、5年はいいいんですよ。10年、20年、もう手つけられないで

す。誰がやるのかなと。多分できないと思います。でも、課長の回答としては仕方ないと思います。現実的には荒れ放題の農地には誰も手出さないと。まして、今度は熊にやられる可能性がありますよ。熊の隠れ家を、それを処理する。いや、私はもう絶対やらないです。ほかの人もやらないと思います。これはこれで置いておきます。水かけ論になるので、置いておきます。

次に、2点目として、有害獣等で捕獲された個体、これは適切に処分して、熊の餌にならないようにということで、これはそのとおりだと思います。ジビエ工房もできたんでね、それをうまく利用しながら、相当町長はじめ担当課ではジビエ工房の誕生まで大変だったと思いますけれども、実際私の自宅の裏で行ってられますので、こう見ると、ある程度軌道に乗って動き始めたのかなと。いいスタートを切られたのかな。注文も多いそうなので、ぜひこういった鹿肉を有効に生かしていただきたいと思います。2点目はこれで結構です。

次に3点目です。センサーの設置。活動が活発になる前にセンサーの設置とありますが、現在の設置状況、それと今後の方針、これについてお願いします。

観光経済課長 御質問に回答いたします。センサーにつきましては、現在4機保有をしております。どこに何機設置をするかにつきましては、熊の専門家を取り扱います県の鳥獣被害支援センター、こちらのセンターの助言を頂きながら検討しておりますのでございます。過年度からセンサーカメラは活用しておりまして、今年度においても現在、寄地区において活用中でございます。以上です。

8 番 田 代 ちょっと今、分からなかったです。今は寄地区に1か所でいいですか。（「はい」の声あり）で、次年度以降は4機。その辺はもう少し整理して回答頂きたい。

観光経済課長 現在4機センサーカメラを町では保有しております。その4基を活用した中で、熊対策を行ってまいると思っております。

8 番 田 代 4機はもうあると。その設置場所について、鳥獣被害センターに相談して設置していきたいということですね。あとは次年度以降の予算はどうですかね。このセンサーに関してです。よろしくをお願いします。

観光経済課長 このセンサーカメラにつきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金とい

うものから購入をしているものでございます。増やすことも、こういった状況でありますので、考えていかなければいけないと思っています。ただ、監視は職員等が行っておりますので、マンパワーというにも限りがございますので、そこは課題でございます。以上です。

8 番 田 代 確かに今、丹沢山系の中の松田の一部ですよね。前にも一般質問で令和3年の12月と4年ですか、ある程度議論したときに、丹沢山系、その中での熊の活動ですから、この辺については町もやっているんだけど、県の役割、この辺についても前回も前々回も県と要望して、連携して行っていくという話なんですけれども、また町長の回答のほうでも一生懸命発言していただいて、県を動かすような感じになっているんですけれども、ちょっとこの件に関しては丹沢・大山の関係の首長さんたち、熊に対してどういうふうなお気持ちでいられるか、対策。そういったものが皆さん情報を共有しながら進めていられるのかね。2年前からある程度動きがあったと思うので、その辺、回答をお願いいたします。

町 長 どこからお話ししようかな。今日の新聞見られました。神奈川新聞。（「これも後で言います。」の声あり）じゃあ先に言っちゃ駄目ですか。（「私のほうが先ですから。」の声あり）県会議員の先生の山口さんという方は、本当に相模原のほうの出身なので、この間、その前に相模原のほうで捕殺をしたということ限定に質問させていただいていますけども、我々が要望、県の方々に要望する機会というのは、年に1回必ず、県議会議員の方々にもありますし、というふうなことで、山口さんとはいつもヤマビルの話も含めて、よく話をさせてもらっているんで、いい感じでやってくれたんだろうなと思って、ちょっと期待を、今回見させていただきました。その回答も、すみませんね、言っちゃって。その回答、県からの回答が、今40頭ぐらいはひとつ見ているというふうな形に書いていて、やはり保護の立場で物事を回答されているんですよ。その辺がやっぱり、ちょっと温度差があるのかなというふうに私は考えています。だから、考え方として、今回の根石地区で腕をちぎってでも逃げてしまうという、そういったことが起きているということを考えれば、さっき回答でも

申したように、もう近くにいるんだという意識を持って対策するのと、たまたま来たから対応しましょうという感覚じゃ、一步も二歩も違ってくるということが、もう本当に今回の件で認識したので、そういうふうなことを対応します。

あとは、先ほどちょっと答弁の中に26年ぶりにようやく今回、調査をやっているということも、もうほんと田代議員からいろいろ教えてもらいながらですね、質問をもらいながらやってきたことに対して、県に対しても話をしました。令和4年の8月の5日にこの辺の首長さんたち、まずは首長さんたちに、こんな話があるから皆さんどうですかと言ったら、すぐやっぱり山北町さんとかは賛同してくれるんですね、南足柄市さんとか。いうところで、県のほうで勉強会していただいて、9月2日の日に回答していただいたこともあり、その回答の結果も、いささかその後どうなのかなというふうな感じで、また質問、キャッチボールをして、県からも回答を頂いています。それでもやっぱり足りているとは正直思えてないので、今後は…今後も含めてですけれども、県のほうに我々としても継続して要望活動といいましょうかね、危機管理的なところの現場の状況を報告しながら、県で対応していただけるようなことを進めてまいりたいと考えております。以上です。

8 番 田 代 今、町長から今日の読売新聞の関係ですね、その前にお答え頂きました丹沢山系、また相模原市、山北町、いろいろ問題を抱える町長さんとスクラムを組んで、キャッチボールをされてるということで、引き続き強力な交渉をお願いしたいと思います。

そこで、今、町長からお話が出ましたように、今日の湘南版です。「熊、錯誤捕獲、8頭」これ、簡単に言うと、イノシシとか鹿のわなに、直径12センチなんですよね、大きさが。熊が通常だとかからない直径なんですよ。それにかなりやはり出沒しているのが多いんでしょうね。あと、前足ですか、前足だと入ってしまうということで、そのわなに8頭かかった。かけたほうは錯誤捕獲だと。熊をとるわけじゃなかったんだよ。ここでね、要するに都市部の方、県庁のお役人と我々地元で生活している人間の温度差をすごい感じました。県のほうでは、保護獣だから、そのわなのかけ方を検討しろということなんですよ。

もっと小さいわな。そうすると、猟友会の方がわなを仕掛けても、とれなくなります。被害も、鹿が減る、またはイノシシが減る、被害が少なくなっていくんですよ。それが逆に被害が、とれなくなると多くなるのではないかな。8頭、錯誤捕獲してしまったので、前年から倍増していると。これね、前年から倍増したということは、それだけ熊が多くなっているんですよ。だから今回の松田山のこともあるし、いろんなところで出沒している。

ここでね、町長にお願いしたいのが、県はそういったことで熊のくくりわなの形をもう少し熊がかからないようにしろということなんですけど、私は逆に12センチの直径であれば、その12センチの直径というのは、県の自然保護を尊重した中で、熊が自然保護獣だということを尊重した中で、12センチ以上は駄目だということ…12センチまでということをやっています。実際にはお伺いすると、14センチとか16センチ、場合によっては20センチのわなもあるそうです。逆に私は、捕獲していただいて、その後、殺処分ができませんのでね、山奥に持って行くときに、GPSですか、それをつけて熊の生息、追跡調査をしてほしいんですよ。前回松田で河内山で出たのを、寄の奥山に放すときに、何もしないで放したと。町長はそのときに、前回の2年前の議会で、県に対してなぜGPSつけないんだと。

そういったことで、逆に調査をするときに、少し荒っぽい調査をしているかもしれないんですけど、人にこれだけの被害がある。まだ松田とかこの丹沢山系では殺傷者、とにかく大けがをした人というのは少ないと思います。ただ、このままの状況でいくと、必ず私、犠牲者が出るのではないかなって感じます。ですから、この件に関しては、同じ課題を抱える首長さんと連携して、ぜひこの考えと逆説、そういう考えをね、地元の被害がある市町村の立場でね、町長に一石、県にぶっていただきたいと思います。この件に関してはいかがでしょうか。

町長 御提案ありがとうございます。多分、農政局の担当者の方々は、ヤマビルと熊に関しては松田のやつが一番うるさいとってくれていると思うので、今の頂いた件は、常日頃言っております。おかげで、昨日の議会、県議会のね、内

容もすぐ私のメールに飛んできて、情報共有をしているぐらいですので、県も県なりにやってくれているんでしょうけど、やっぱり何度も申し上げますけど、意識が違う。この温度差を何とか解決しなきゃいけないので、その辺もですね、先ほどちょっと相模原の県会議員の話しましたが、うちも地元の県会議員にもこの間そういう話もぜひ申し上げますという話を話してありますから、私の立場でもそうですけども、県会議員の先生の立場でもいろいろと、いろんな多方面から攻めてまいれるようにしていきたいと思っています。以上です。

8 番 田 代 ありがとうございます。松田が一番うるさいと言われますけど、それは町民の命を守るためのことですので、ぜひこれからも体を張ってお願いしたいと思います。

では、続けて再質問をさせていただきます。4ページになるのかな。今度は熊の餌資源となるブナやコナラの植栽計画、この件に関して、熊の餌資源にもなるブナ等の広葉樹が育つよう、針葉樹と広葉樹が混交する森に移行することを県にお願いしていきたいということです。この件に関して、県の水源林ということで、ある程度お答えしているんですけども、奥山には寄の各集落で管理している生産組合、こういったものがあると思います。県の水源林と同様に、しっかり手入れをされて行っている山林がある。または、個人の土地の所有者で、ある程度山林を持ってられる方もいる。あと、今はどうか分かりませんが、大手製紙メーカーが山林を持っていたりだとか、そういった小口ではなくて、大きい面積を持っている奥山の地権者に対して、町としてこういったナラとかコナラ、ブナ、そういったものの植栽については、どういうふうな考えで動かれているのか。課長、お願いいたします。

観 光 経 済 課 長 ただいまの質問にお答えします。既に町としましては大きな、広い面積を所有している所有者と、その情報を得ているところでございます。その情報につきましては、所有者と県との間に手を入れている、行われているということを承知しているものでございまして、例えば生産組合が所有する森林及び大規模な山林を所有する個人、そういった方々は大方の方が山林を適正に管理できま

すよう、施業者、松田町森林組合など、こういったところに間伐等の施業を実施していると把握しております。その方法としましては、長期施業受委託という補助メニューで管理しているんですが、直接所有者と県が補助申請を行って実施をしておるということでございます。ただ…。

8 番 田 代 私が伺いたいのは、スギ、ヒノキの人工林としての管理ではなくて、ここに出ている広葉樹と針葉樹の混交林、こういうものに県の水源林以外にそういった生産組合だとか個人の地主さんにあっせんした活動をしているのかどうか、それが質問の趣旨です。もう一度お願いいたします。

観 光 経 済 課 長 町としてはあっせんはしておりません。県の針広混交林、それに基づいたものと考えておるので、特に町としてはあっせんはしておりません。

8 番 田 代 批判的ではなく、善意として受け止めらせていただきます。今まではそうだったかもしれませんが。ただ、今お話ししたように、この2年間、熊に対して非常事態になっている。里山の近くにはこういったものを植えると呼び込んでしまうということがありますけれども、奥山であれば、そういった大地主さんとか生産組合の方も、危機は感じているわけですよ。明日は我が身ということがありますから、やはり町から、あれは県だから関係ないよじゃなくて、町から森林組合を通して、または観光経済課から働きかけると。そのようなことでお願いしたいと思います。回答は要りません。ぜひそういったことでお願いします。時間がありませんので、次に進ませていただきます。

次にですね、一番最後ですね。これは永遠の課題で、経済サイドも町長のほうでも回答難しいと思うんですけども、3番の今回の熊出没でますます農地の荒廃化が進むと思うが、その対策はということで、一番最後のページですね。熊を寄せつけない対策の徹底を実施すること。また、農業委員会にて県の指導に基づいた対策について、より具体的な対策として早急に議論を行い、農業者が安心して農地に行けることができ、農地の荒廃化が進まないよう取り組んでまいりたいと思います。何言ってるか分からないです。全然これ、どうするの。これ、明確にもう少し詳しい説明をお願いいたします。

観 光 経 済 課 長 そういった危機的な状況もあるところでございますが、農業委員会ではそう

いった熊の関してお話をしたことが、議論をしたことがございませんでした。農業委員会の役割としまして、農地の荒廃化と抑制防止、そういったことを考えていくという役割がございます。そうした中で、熊による農地への出没が大変懸念されておるところでございます。このため、農家の方が不安要因となるようなことを早急に除去するためには、農業委員会からも熊対策に対しまして県・国に強く要望してまいりたいと思います。具体的なことは話してないので、これから話をしてまいります。

8 番 田 代 今のその対策については、熊が入ってないということで、分かりました。これからも熊も入れて対策を考えていただきたいと思いますが、非常に難しい問題だと思います。よろしくをお願いします。

では、いろいろ質問させていただいたので、最後にまとめということで、少しキャッチボールをしたいと思います。数日前ですね、テレビ放映で、自らの命を熊から守るには、熊撃退スプレー、これが有効とのことだと。からしが入っているスプレーで、イメージとすると消火器と同じような感じでね、ぱっと押すと7メートルぐらい、ドーンと出るような、そういうものです。噴射します。熊の目や鼻の部分に付着すると、唐がらしですから、ひりひりして、熊はもう逃げて行ってしまおうと。絶大な効果があるということです。海外ではこれ、ライオンの撃退にも利用されてると。ネットでもう少し調べたら、中型で地方自治体に正式採用されている中型の熊撃退スプレー、これ、アマゾンで送料は無料で1本6,000円だそうです。誤ってスプレー防止のホルダーをカチャッとやっちゃったと。3日ぐらい前に新幹線で、浜松駅で止まったのがまさにこれだったんですよね。そういったことを防止するために、ホルダー付というのがあります。これが約8,500円。2,500円高いだけです。ですから、こういったものがあるんですけども、情報では非常に品不足だと。ここでもう熊の出没が多い、多いということで、かなり売れてしまったと。

そこで町長にキャッチボールをさせていただくんですけどもね。ターゲットを広げるとまとまりにくいので、農林業従事者。農林業従事者に購入希望をとっていただいて、6年度に配布する。もう熊とは闘えません。闘えるのはラ

イフルを持っている猟友会だけです。だからといって、刺殺とか、そういうことは言いません。場合によってはこれね、受益者負担でもいいと思うんですよ。その気がない人にばらまいても無駄ですから、ですから希望をとって、本当に欲しいという人には、受益者負担でいいから、ある程度そういう対策をしていただけないかなと。先ほどお話ししたように、地方自治体に正式に採用されている商品です。ですから、町が間に入れば、ある程度の量もまとまると思います。もう個人対応では、この危機は乗り切れないと。短期的に対応するのは、守るのは私、これしかないのかなと。余談ですけど、私、山へ入るときは…をいつも持って行きます。来たらそれで水平撃ち。もう下がっても目を合わせて、後ろ向きになったらやられる。下がったら、それで水平撃ちと考えているんですけど、70キロくらいの熊じゃ、もう怖くてできません。

ということで、このスプレー、これについて町長、いかがでしょうか。

町長 撃退スプレー、これは面白いものだなと思って、ずっとネット…ネットというか、情報を見てました。そのやさきに、今みたいな話がね、出たので、ということもあります。ヤマビルもしかりですけれども、JAさんも本当に何とか頑張ってもらって、補助してもらったりとかしているんで、松田町も、町としても相応の負担をしつつ、受益者負担の原則もありつつ、JAさんとも共有しながら、それが効果的かどうかって、やってみなきゃ分からないこともありますから、これはまずはそういったところからですね、アナログですけども、やらせてもらいつつ、やはり熊がこっちに来ないようにも並行してですね、やるように。今すぐできることはそれだと思うので、そういったことは考えてまいりたいと思います。以上です。

8 番 田 代 前向きな回答ありがとうございます。何回もお話しするようですけど、この問題は松田町だけの問題ではないです。特に山北、松田、あと南足柄あたりもそういった問題が出てくるのかなと。そこに経済団体として一応オーバーラップしているJAですか、JA西湘、その辺りと連携して、または首長さんと連携して、点ではなくて面でね、行っていただければ一番いいのかなと。それが難しいようでしたら、松田町が先行してということで、ぜひ6年度実現するよ

うに、肝煎りの政策ということで、町民の人命を守るという政策のいうことで、お願いしたいと思います。

次に、ハンターですね。町長の所信表明というか、行政報告でもあったんですけども、地元ハンターの育成ということで、私は申し上げたいです。最近では11月3日にハンター塾を開催して、四十数名、参加者があったと。私もそこ、ちょっとのぞいたんですけども、若い方、結構多かったです。しかしながら、地元の方が少ないんですよ。隣の秦野市とか、そういった方もおりましたけれど、都市部の方も多かったです。物見遊山で来られた方、または本当にやろうかなという、いろんな方がいました。私は特にね、お願いしたいのが、松田の猟友会の会員の平均年齢、これ、毎年上がってきます。地元の人が少ないんですよ。よそから来た人が応援はいいんですけども、やはり若い人、そういった方の育成、それがないと、もう本当に寄地区の農林業も松田地区の農林業も、守るすべがなくなる。そういったことで、猟友会の松田町民、地元のハンターの育成、これについて町長、力を入れていただきたいんですけども、お考えいかがでしょうか。

町 長 先ほどの武尾議員の御質問にもあったような、やっぱりどこもそういう地元にもなかなかな、そういうふうには増えないというふうなことは、共通しているのかなというふうに感じています。なので、松田町に住んでいて、今、本当に今まで猟友会の皆さんたちが何とか食い止めてくれていたから、今、我々は安心して住んでいるんですけども、やっぱりこれが本当に身近な存在でこういうふうな情報をどんどん提供して行って、いるぞ、いるぞみたいなところとか、あと本当に今までこういうふうにやってくれたというふうな情報共有を町民もすれば、じゃあ俺を、地元でそういったハンターで、例えば有害鳥獣駆除というふうなところで我々は頑張りますとかいうふうな郷土愛を持っている人たちもいるかもしれませんし、また育んでいかなきゃいけないということがありますので、そういった講習だとか研修だとか、幼いときからできるようにですね、そういったものも含めながら考えていくべきだというふうに考えていますので、ちょっといろいろ検討させてください。以上です。

8 番 田 代 難しい課題かもしれませんが、前向きに検討をお願いいたします。

私、10年前に箱わなの免許を取得するために厚木の文化センターで講習を受けました。そのときに松田からお見えの20代半ばぐらいかな、青年がおりました。私も間接的に知っていた人ですから、どうして来たのと言ったら、おじいちゃんが一生懸命作っている野菜をやられちゃうから、箱わなかけてやるんだよと。あ、くくりわなですね。その後、彼は銃の取得して、猟友会員として活動しています。ですから、そういった方をもう少し増やしていただきたいなと思います。

最後に、これは回答は要りません。私の気持ちです。町長をはじめ町幹部の皆さん、そして議員の皆さん、傍聴の方、今回の熊出没地は、一般質問の冒頭でもお伝えしましたが、私が植栽するキウイ畑からわずか60メートルの場所です。昭和51年にキウイを初めて食べたときに、こんなうまい果物があるんだ。この足柄にも適しているということで、2年後の昭和53年に植栽しました。56年には日本で初の観光キウイ園として大盛況の時代もありました。それから45年、愚直にキウイを続けましたが、最近は鹿やハクビシンにキウイが食べられてしまい、収量は半減になっています。ヒルにも何回も食われながら植栽をしてきましたが、間近なところで熊が出没したことで気持ちが折れました。来年の早い時期にキウイを伐採して、45年のキウイ作りに終止符を打ちます。断腸の思いです。終わります。

議 長 以上で受付番号第10号、田代実君の一般質問を終わりにします。

以上で本日予定しておりました日程の全てが終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

(11時54分)